# 平成24年度インターネット 差別事象対策推進会議の概要 について

# 有識者等を招いての検討結果の概要

インターネット差別事象対策推進会議 設置要綱抜粋

## (設置)

第1条 インターネット上における、差別を助長し又は誘発する電子掲示板での差別事象 についての適切・有効な対応策を検討・実施するため、「インターネット差別事象対策 推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (構 成)

- 第3条 推進会議は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 大阪府府民文化部人権室
  - (2) 大阪市市民局人権室
  - (3) 大阪府市長会・大阪府町村長会
  - (4) 財団法人大阪府人権協会
  - (5) 社団法人部落解放:人権研究所
  - (6) 大阪同和·人権問題企業連絡会
- 2 推進会議は、必要に応じて、学識経験者、関係団体等の参画を求めることができる。

ご協力いただいた有識者等 株式会社ケイ・オプティコム 関西大学社会学部 松井 修 視 教授 竹下法律事務所 竹下 政 行 弁護士

大阪府府民文化部人権室 人権相談・擁護グループ

# 平成24年度インターネット差別事象対策推進会議の概要について

# 1 経 緯

インターネット上の差別事象への対応について、国は、表現の自由とのかねあいや、国が直接削除を求めることは事実上の検閲行為にあたるという問題もあって、業界団体による自主的な取組みを支援していますが、今なお、部落地名総鑑に相当するような同和地区の所在地情報の掲示や、外国人や障がい者等に対する差別書込みが行われています。

大阪府では、平成24年度、インターネット差別事象対策推進会議において 有効な対応策を検討することとし、有識者等の参画を得て、3回の会議での意 見交換を通じて、国への要望に際しての考え方を整理しました。

# 2 第1回会議の概要

日 時:平成24年10月29日(月)10時~12時

場 所:マッセ OSAKA 研修室1 (大阪府新別館南館5階)

(1) プロバイダ事業者から自社の取組み状況について報告 株式会社ケイ・オプティコム

「インターネット上における権利侵害行為への対応について」

- ◆ ユーザーの不適切な利用、abuse(アビューズ)行為に対しては、注意喚起 のうえ回線の停止といった措置を取っており、その根拠として、サービス提供 に係る契約約款に禁止事項を掲げていること等が紹介された。
- (2)学識経験者からのお話

関西大学社会学部 松井 修視 教授

「ネット上の人権問題とプロバイダの自主的対応について」

◆ 政府が、情報化社会に向けてアクセルを踏み続ける中で、ネット上の問題に対応するため「プロバイダ責任制限法」ができ、プロバイダ等の自主的対応として、児童ポルノ法に違反するなど、違法な情報に関しては、ガイドラインが示された。

#### 【プロバイダ責任制限法とは】

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う 損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。

◆ 有害情報についての対応が進まない中、総務省の指導も入って「契約約款モデル」がプロバイダ関係4団体によって作成され、このモデル条項では、「他者への不当な差別を助長する行為」が、「禁止事項」として掲げられている。

## (3) 弁護士からのお話

竹下法律事務所 竹下 政行 弁護士

「ネット上の差別表現に対する規制に向けての法的課題についての問題意識」

- ◆ 差別的表現規制の可否・適否については、意見の対立があるものの、規制がいかなる場合も許されないという見解については、説得力が減少してきており、中でも、部落地名総鑑は、違法な差別行為につながるということで、問題だと言う意見が増えてきている。



違

法

な

情

報

## 第1回会議の意見集約(次回での検討課題の整理)

- プロバイダ事業者からの報告にあった、契約約款における禁止事項に、どのような情報が該当するのかを明確にすることで、削除等の対応が促進されると考えられることから、モデル条項の「差別を助長する行為」について、その内容をより具体化させるよう要望する。
- 契約約款に違反する行為については、プロバイダ等が削除等の対応をとった としても、発信者に対する損害賠償責任は生じないことを明確にする必要があ ることから、プロバイダ責任制限法の改正を要望する。

#### インターネット上の違法・有害情報への対応について

#### 権利侵害情報

#### • 名誉毀損、知的財産権侵害等

- ⇒ プロバイダ等の団体の関係者が 集まり、関係省庁もオブザーバーと して参加した検討協議会において 関係ガイドラインを策定
- 児童ポルノ、規制薬物等
- ⇒ 総務省が開催した研究会の提言 を受けて、<u>電気通信事業4団体にお</u> いて違法情報ガイドラインを策定

#### その他の違法な情報

#### 公序良俗に反する情報

- 差別、差別助長行為等
- ⇒ 総務省が開催した研究会の提言 を受けて、電気通信事業4団体にお いて契約約款モデル条項を取りま とめ
- アダルト、出会い系サイト等
- ⇒ 総務大臣要請に基づくモバイル フィルタリングの原則化(親権者の 意思確認)

#### 青少年に有害な情報

違法でない情報

# 3 第2回会議の概要

日 時:平成25年1月29日(火)10時~12時

場 所:マッセ OSAKA 第3研修室(大阪府新別館南館5階)



意見交換を踏まえ次のとおり整理した。

## ● 国への要望の方向性について

要望に際しては、同和地区の所在地情報の掲示や、外国人や障がい者等に対する偏見を煽るような情報を掲示する行為が、契約約款モデル条項の禁止事項に該当することを明確にするよう要望する。

また、プロバイダ責任制限法の中に、契約約款の禁止事項に該当した情報を削除した場合に損害賠償責任が生じないことを規定するよう要望する。

● どのような書込みについて具体的な判断基準を作成するべきかについて 同和地区の所在地情報だけに絞らず、外国人や障がい者等に対する偏見を煽る ような情報についても要望する。

障がい者等への偏見を煽るような情報という表現のままでは異論が出てくる ため、特に攻撃や排除を呼びかける表現について禁止事項として明確化するよう 要望する。

## ● モデル条項の位置づけについて

確信犯的な書き込み者からの訴訟提起等のリスクを恐れて、プロバイダが削除 等に踏み切れないといった問題がある。

そのため、契約約款に違反する行為については、削除等の対応をとったとして も、プロバイダには責任が及ばないことを法規範として明確にすることが、民間 による取組みをサポートすることになる。

■ 電気通信事業4団体において契約約款モデル条項が取りまとめられているが、 各プロバイダの対応は様々である。全てのプロバイダにおいて同様の対応が取られるよう、国が業界の自主規制に方向性を与えるような方法(共同規制)を 取り入れる等、積極的なサポートを要望する。

#### 【共同規制とは】

業界の自主規制を政府が補完する手法を指す。

ここでは、国主導の研究会等において提言をとりまとめ、それを自主規制に反映させることを想定している。

# 4 第3回会議の概要

日 時:平成25年3月15日(金)10時~12時

場 所:マッセ OSAKA 第3研修室(大阪府新別館南館5階)

# 国への要望に際しての考え方 📂 次の2項目を整理

#### 1 業界への働きかけ

- 業界の自主規制であるモデル条項は、国が開催した研究会の提言を反映している。 このモデル条項の内容をより具体化させることで、プロバイダによる削除等の自主的 な対応が進むことが期待できる。
- また、各プロバイダによって対応は様々で、差別助長行為を禁止事項に掲げていない プロバイダもあり、高いレベルへの統一化が必要である。

同和地区の所在地等の情報について、プロバイダによる削除等の自主的な対応 を促進するため、

- ① 契約約款モデル条項における禁止事項の具体的な事例を同モデル条項に例示
- ② 各プロバイダの対応を先進的なものに統一化

について、国が業界の自主規制に方向性を与えるような方法(共同規制)を取り入れる等の積極的なサポートを求める。

#### 《モデル条項での例示(案)≫

- 一 同和地区の所在地名や、同和地区の所在地であることが明記された特定 の地区の地図等の所在地情報を掲示する行為
- 二 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病又は性的指向などを理由に、これらの共通の属性を有する集団や個人に対する排除や 攻撃を呼びかける行為

## 2 法規範として明確化

契約約款に違反する行為については、プロバイダが、情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任は生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化を求める。

今後の対応 ⇒ 検討結果を踏まえ、市町村とともに国へ要望 H25.8 三者要望予定(府・市長会・町村長会)